

20日までの即日結審要求

辺野古「代執行」訴訟で国交相

沖縄県名護市辺野古

承認をしなかったこと

によるもの。

訴状は、「これ以上、

を容認すべき理由は全

くない」として、今月

20日までの間に開かれ

る高裁判決で國が勝訴

すれば職務執行命令を

出すことができ、県が

応じなければ「代執

行」となります。

の米軍新基地建設をめぐり、齊藤鉄夫国土交通相が5日、軟弱地盤改良工事のための設計

変更の承認を要求して

県を提訴し、福岡高裁

法では正を圖ることとは困難③著しく公益を害

する」という地方自治法で定められた「代執行」の要件を満たして

いる」と指摘。とりわけ、「公益」について

は、辺野古の埋め立て

は「普天間飛行場の危

険性除去」のためだと

訴訟は、県の設計変更不承認に対する国交相の処分を不服とする。県の上告を棄却した9月4日の最高裁判決を受け、県が期限内に

承認とした理由に関する説明はありません

訴訟は、県に代わって国が設計変更を承認する「代執行」に向けた手続きの一環です。

訴訟は、県の設計変更不承認に対する国交相の処分を不服とする。県の上告を棄却した9月4日の最高裁判決を受けて、県が期限内に

「弁論を終結し、可及的速やかに本件請求を認容する旨の判決がされるべきである」と主張。年内判決を視野に、即日結審を要求しています。